

掲げるもののうち事業の用に供しているもの（以下この項において「交換譲渡資産」という。）と当該各号の下欄に掲げる資産（以下この項において「交換取得資産」という。）との交換（租税特別措置法第三十三条の二第一項第二号に規定する交換その他政令で定める交換を除く。以下この項において同じ。）をした場合（当該交換に伴い交換差金（交換により取得した資産の価額と交換により譲渡した資産の価額との差額を補うための金銭をいう。以下この項において同じ。）を取得し、又は支払った場合を含む。）又は交換譲渡資産と交換取得資産以外の資産との交換をし、かつ、交換差金を取得した場合（以下この項において「他資産との交換の場合」という。）における第一項及び第二項（これらの規定を第三項及び第四項において準用する場合並びにこれらの規定を第五項の規定により適用する場合を含む。）並びに前二項の規定並びに第六項において準用する同法第三十七条第六項、第七項及び第九項並びに第三十七条の二の規定の適用については、次に定めるところによる。

10 省略

掲げるもののうち事業の用に供しているもの（以下この項において「交換譲渡資産」という。）と当該各号の下欄に掲げる資産（以下この項において「交換取得資産」という。）との交換（租税特別措置法第三十三条の二第一項第二号に規定する交換その他政令で定める交換を除く。以下この項において同じ。）をした場合（当該交換に伴い交換差金（交換により取得した資産の価額と交換により譲渡した資産の価額との差額を補うための金銭をいう。以下この項において同じ。）を取得し、又は支払った場合を含む。）又は交換譲渡資産と交換取得資産以外の資産との交換をし、かつ、交換差金を取得した場合（以下この項において「他資産との交換の場合」という。）における第一項及び第二項（これらの規定を第三項及び第四項において準用する場合並びにこれらの規定を第五項の規定により適用する場合を含む。）並びに前二項の規定並びに第六項において準用する同法第三十七条第六項から第八項まで及び第三十七条の二の規定の適用については、次に定めるところによる。

10 同上

（住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除等の適用期間等に係る特例）

第十三条 従前家屋（租税特別措置法第四十一条第一項に規定する住宅の取得等又は同条第十項に規定する認定住宅の新築等（以下この条及び次条において「住宅の新築取得等」という。）をしてこれらの規定の定めるとところにより居住者のその居住の用に供していた家屋をいう。以下この条において同じ。）が東日本大震災によつて被害を受けたことにより居住の用に供することができなくなつた場合において、当該居住の用に供することができなくなつた日の属する年の翌年以後の各年（当該従前家屋を居住の用に供した日（以下この項において「居住日」という。）の属する年の翌年以後九年間（当該居住日の属する年が平成十一年若しくは平成十二年である場合、当該居住日が同法第四十一条第一項に規定する平成十三年前期内の日である場合又は当該居住日の属する年が平成十九年若しくは平成二十年で同条第六項の規定の適用を受ける場合には、十四年間）の各年に限る。）においてその者が当該住宅の新築取得等に係る対象住宅借入金等（同条第一項に規定する住宅借入金等、同条第

（住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除等の適用期間等に係る特例）

第十三条 従前家屋（租税特別措置法第四十一条第一項に規定する住宅の取得等又は同条第十項に規定する認定住宅の新築等（以下この条及び次条において「住宅の新築取得等」という。）をしてこれらの規定の定めるとところにより居住者のその居住の用に供していた家屋をいう。以下この条において同じ。）が東日本大震災によつて被害を受けたことにより居住の用に供することができなくなつた場合において、当該居住の用に供することができなくなつた日の属する年の翌年以後の各年（当該従前家屋を居住の用に供した日（以下この項において「居住日」という。）の属する年の翌年以後九年間（当該居住日の属する年が平成十一年若しくは平成十二年である場合、当該居住日が同法第四十一条第一項に規定する平成十三年前期内の日である場合又は当該居住日の属する年が平成十九年若しくは平成二十年で同条第六項の規定の適用を受ける場合には、十四年間）の各年に限る。）においてその者が当該住宅の新築取得等に係る対象住宅借入金等（同条第一項に規定する住宅借入金等、同条第

六項に規定する特例住宅借入金等又は同条第十項に規定する認定住宅借入金等をいう。以下この条において同じ。) の金額を有するときは、当該各年における同法第四十一条第一項に規定する住宅借入金等特別税額控除額については、同項中「当該居住日以後その年の十二月三十一日() その者」とあるのは「その者」と、「にあつては、同日」次項、第六項、第十項及び次条第一項において同じ。) まで引き続きその居住の用に供している年」とあるのは「までの各年」と、同条第二項中「その年十二月三十一日」とあるのは「その年十二月三十一日(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項の規定の適用を受けている者が死亡した場合には、その死亡の日。第六項、第十項及び次条第一項において同じ。) 」と、同条第六項中「同日以後その年の十二月三十一日まで引き続きその居住の用に供している年」とあるのは「その者が死亡した日の属する年までの各年」と、「各年(当該居住日)」とあるのは「各年」と、「十五年間の各年(同日)」とあるのは「十五年間の各年」と、「第二十一項及び第二十四項」とあるのは「及び第二十一項」と、同条第十項中「同日以後その年の十二月三十一日まで引き続きその居住の用に供している年」とあるのは「その者が死亡した日の属する年までの各年」と、同条第十八項及び第二十項中「同日以後その年の十二月三十一日(その者)とあるのは「その者」と、「にあつては、同日」まで引き続きその居住の用に供している年」とあるのは「までの各年」として、同条(第二十四項を除く。)並びに同法第四十一条の二及び第四十一条の二の二の規定を適用する。

従前増改築等家屋（租税特別措置法第四十一条の三の二第一項又は第五項に規定する住宅の増改築等（以下この項において「特定増改築等」という。）をしてこれらの規定の定めるところにより同条第一項又は第五項に規定する個人（居住者に限る。）のその居住の用に供していた家屋をいう。以下この条において同じ。）が東日本大震災によって被害を受けたことにより居住の用に供することができなくなった場合において、当該居住の用に供することができなくなった日の属する年の翌年以後の各年（当該従前増改築等家屋を居住の用に供した日の属する年の翌年以後四年間の各年に限る。）においてその者が当該特定増改築等に係る

六項に規定する特例住宅借入金等又は同条第十項に規定する認定住宅借入金等をいう。以下この条において同じ。)の金額を有するときは、当該各年における同法第四十一條第一項に規定する住宅借入金等特別税額控除額については、同項中「当該居住日以後その年の十二月三十一日(その者」とあるのは「その者」と、「又はこれらの家屋が災害により居住の用に供することができなくなつた日の属する年にあつては、これら」の日。次項、第六項、第十項及び次条第一項において同じ。)まで引き続きその居住の用に供している年」とあるのは「までの各年」と、同条第二項中「その年十二月三十一日」とあるのは「その年十二月三十一日(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項の規定の適用を受けている者が死亡した場合には、その死亡の日。第六項、第十項及び次条第一項において同じ。)」と、同条第六項中「同日以後その年の十二月三十一日まで引き続きその居住の用に供している年」とあるのは「その者が死亡した日の属する年までの各年」と、「各年(当該居住日)」とあるのは「各年」と、「十五年間の各年(同日)」とあるのは「十五年間の各年」と、同条第十項中「同日以後その年の十二月三十一日まで引き続きその居住の用に供している年」とあるのは「その者が死亡した日の属する年までの各年」とあるのは「その者が死亡した日の属する年までの各年」と、同条第十八項及び第二十一項中「同日以後その年の十二月三十一日(その者」とあるのは「その者」と、「又はこれらの家屋が災害により居住の用に供することができなくなつた日の属する年にあつては、これらの日まで引き続きその居住の用に供している年」とあるのは「までの各年」として、同条並びに同法第四十一條の二及び第四十一條の二の二の規定を適用する。

同法第四十一条の三の二第一項又は第五項に規定する増改築等住宅借入金等又は断熱改修住宅借入金等（次項において「増改築等住宅借入金等」という。）の金額を有するときは、当該各年における同法第四十一条の三の二第一項中「同日以後その年の十二月三十一日（その者）とあるのは「その者」と、「にあつては、同日」以下この項、第五項、第八項及び第十三項から第十五項までにおいて同じ。）まで引き続きその居住の用に供している年」とあるのは「までの各年」と、「その年十二月三十一日」とあるのは「、その年十二月三十一日（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第二項の規定の適用を受けている者が死亡した場合には、その死亡の日。以下この項、第五項及び第十三項から第十五項までにおいて同じ。）」と、同条第五項中「同日以後その年の十二月三十一日まで引き続きその居住の用に供している年」とあるのは「その者が死亡した日の属する年までの各年」と、同条第二十項中「これらの規定」とあるのは「これらの規定（第四十一条第二十四項を除く。）」と、「各年（当該居住日）とあるのは「各年（当該居住日以後その年の十二月三十一日（その者）と、「各年（同日」とあるのは「各年（その者）と、「同条第十五項」とあるのは「、「にあつては、同日。次項、第六項、第十項及び次条第一項において同じ。）まで引き続きその居住の用に供している年」とあるのは「各年（その者）と、「にあつては、同日）まで引き続きその居住の用に供している年」とあるのは「までの各年」と、第四十一条の二の二第一項」とあるのは「及び第二十一項」と、「第四十一条の二の二第一項」とあるのは「、「にあつては、同日」まで引き続きその居住の用に供している年」とあるのは「までの各年」と、第四十一条の二の二第一項」として、同条の規定を適用する。

同法第四十一条の三の二第一項又は第五項に規定する増改築等住宅借入金等又は断熱改修住宅借入金等（次項において「増改築等住宅借入金等」という。）の金額を有するときは、当該各年における同法第四十一条に規定する住宅借入金等特別税額控除額については、同法第四十一条の三の二第一項中「同日以後その年の十二月三十一日（その者）とあるのは「その者」と、「又は当該住宅の増改築等をした家屋が災害により居住の用に供することができなくなった日の属する年にあつては、これらの人日。以下この項、第五項、第八項及び第十三項から第十五項までにおいて同じ。」まで引き続きその居住の用に供している年」とあるのは「までの各年」と、「その年十二月三十一日」とあるのは「、その年十二月三十一日（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第二項の規定の適用を受けている者が死亡した場合には、その死亡の日。以下この項、第五項及び第十三項から第十五項までにおいて同じ。）」と、同条第五項中「同日以後その年の十二月三十一日まで引き続きその居住の用に供している年」とあるのは「その者が死亡した日の属する年までの各年」と、同条第二十項中「各年（当該居住日）とあるのは「各年（当該居住日以後その年の十二月三十一日（その者）と、「各年（同日）とあるのは「各年（その者）と、「同条第十五項」とあるのは「又はこれらの家屋が災害により居住の用に供することができなくなつた日の属する年にあつては、これらの日。次項、第六項、第十項及び次条第一項において同じ。」まで引き続きその居住の用に供している年」とあるのは「までの各年」と、同条第十五項」と、「第四十一条の二の二第一項」とあるのは「各年（同日以後その年の十二月三十一日（その者）とあるのは「各年（その者）と、「又はこれらの家屋が災害により居住の用に供することができなくなつた日の属する年にあつては、これらの日」まで引き続きその居住の用に供している年」とあるのは「までの各年」と、第四十一条の二の二第一項」として、同条の規定を適用する。

35省略

(住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例) 第十三条の二 その有していた家屋でその居住の用に供していたもの(以下この項において「従前住宅」という。)が東日本大震災によつて被害

335 同上

(住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例) 第十三条の二 その有していた家屋でその居住の用に供していたもの(以下この項において「従前住宅」という。)が東日本大震災によつて被害

を受けたことにより居住の用に供することができなくなつた個人が、住宅の新築取得等（租税特別措置法第四十一条第二十五項）の規定により既存住宅の取得とみなされる同項に規定する要耐震改修住宅の取得を含む。以下この条において同じ。）をし、かつ、当該住宅の新築取得等をした居住用家屋（同法第四十一条第一項に規定する居住用家屋をいう。以下この条において同じ。）若しくは同項に規定する既存住宅（同法第四十一条第二十五項）の規定により既存住宅とみなされる同項に規定する要耐震改修住宅を含む。以下この条において「既存住宅」という。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等をした家屋が従前住宅である場合には通常の修繕によつては原状回復が困難な損壊を受けたことにより当該居住の用に供することができなくなつたものに限るものとし、当該増改築等をした家屋については当該増改築等に係る部分に限る。以下この条において同じ。）又は認定住宅を当該居住の用に供することができなくなつた日から平成三十三年十二月三十一日までの間に同法第四十一条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合（居住用家屋の新築若しくは居住用家屋で建築後使用されたことのないもの若しくは既存住宅の取得又は認定住宅の新築若しくは取得をしたこれらの家屋（以下この項において「再建住宅」という。）にあつては、当該従前住宅を居住の用に供することができなくなつた日以後最初に居住の用に供した場合に限る。）において、当該居住の用に供した日の属する年（次項において「居住年」という。）以後十年間の各年（同日（次項において「居住日」という。）以後その年の十二月三十一日（その者が死亡した日の属する年にあつては、同日。以下この項、第三項及び第五項において同じ。）まで引き続きその居住の用に供している年に限る。以下この条において「再建特例適用年」という。）において当該住宅の新築取得等（再建住宅にあつては、当該従前住宅を居住の用に供することができなくなつた日以後最初に居住の用に供したものに係る住宅の新築取得等に限る。以下この条において「住宅の再取得等」という。）に係る同法第四十一条第一項に規定する住宅借入金等（以下この条において「再建住宅借入金等」という。）の金額を有するときは、その者の選択により、当該再建特例適用年に規定する住宅借入金等特別税額控除額は、同法第四十一条第二項及び第十項並びに第四十一条の二の規定にかかわらず、その年十二月三十一日における再建住宅借入金等の

を受けたことにより居住の用に供することができなくなつた個人が、住宅の新築取得等（租税特別措置法第四十一条第二十四項）の規定により既存住宅の取得とみなされる同項に規定する要耐震改修住宅の取得を含む。以下この条において同じ。）をし、かつ、当該住宅の新築取得等をした居住用家屋（同法第四十一条第一項に規定する居住用家屋をいう。以下この条において同じ。）若しくは同項に規定する既存住宅（同法第四十一条第二十四項）の規定により既存住宅とみなされる同項に規定する要耐震改修住宅を含む。以下この条において「既存住宅」という。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等をした家屋が従前住宅である場合には通常の修繕によつては原状回復が困難な損壊を受けたことにより当該居住の用に供することができなくなつたものに限るものとし、当該増改築等をした家屋については当該増改築等に係る部分に限る。以下この条において同じ。）又は認定住宅を当該居住の用に供することができなくなつた日から平成三十三年十二月三十一日までの間に同法第四十一条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合（居住用家屋の新築若しくは居住用家屋で建築後使用されたことのないもの若しくは既存住宅の取得又は認定住宅の新築若しくは取得をしたこれらの家屋（以下この項において「再建住宅」という。）にあつては、当該従前住宅を居住の用に供することができなくなつた日以後最初に居住の用に供した場合に限る。）において、当該居住の用に供した日の属する年（次項において「居住年」という。）以後十年間の各年（同日（次項において「居住日」という。）以後その年の十二月三十一日（その者が死亡した日の属する年にあつては、同日。以下この項、第三項及び第五項において同じ。）まで引き続きその居住の用に供している年に限る。以下この条において「再建特例適用年」という。）において当該居住の用に供した日の属する年（次項において「居住年」という。）以後十年間の各年（同日（次項において「居住日」という。）以後その年の十二月三十一日（その者が死亡した日の属する年又は当該住宅の新築取得等をした居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋若しくは認定住宅が災害により居住の用に供することができなくなつた日の属する年にあつては、これらとの日。以下この項、第三項及び第五項において同じ。）まで引き続きその居住の用に供している年に限る。以下この条において「再建特例適用年」という。）において当該住宅の新築取得等（再建住宅にあつては、当該従前住宅を居住の用に供することができなくなつた日以後最初に居住の用に供したものに係る住宅の新築取得等に限る。以下この条において「住宅の再取得等」という。）に係る同法第四十一条第一項に規定する住宅借入金等（以下この条において「再建住宅借入金等」という。）の金額を有するときは、その者の選択により、当該再建特例適用年に規定する住宅借入金等特別税額控除額は、同法第四十一条第二項及び第十項並びに第四十一条の二の規定にかかわらず、その年十二月三十一日における再建住宅借入金等の金額を有するときは、その者の選択により、当該再建特例適用年におい

金額の合計額（当該合計額が借入限度額を超える場合には、当該借入限度額）の一・二パーセントに相当する金額（当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）として、同法第四十一条及び第四十一条の二の二の規定を適用することができる。

257 省略

8 第一項の規定により租税特別措置法第四十一条の規定の適用を受ける場合における同条第二十六項の規定の特例その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）

第十七条の二 次の表の各号の第一欄に掲げる法人が、東日本大震災復興特別区域法の施行の日から平成三十三年三月三十日までの期間（次項において「指定期間」という。）内に、当該各号の第二欄に掲げる区域内において当該各号の第三欄に掲げる事業の用に供する当該各号の第四欄に掲げる減価償却資産でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は当該各号の第二欄に掲げる区域内において当該各号の第三欄に掲げる事業の用に供する当該各号の第四欄に掲げる減価償却資産を製作し、若しくは建設して、これを当該区域内において当該法人の当該各号の第三欄に掲げる事業の用に供した場合には、当該事業年度及び清算中の各事業年度を除く。同項及び第九項において「供用年度」という。）の当該減価償却資産に係る償却費として損金の額に算入して損金の額に算入する金額の限度額（以下第十八条の四までにおいて「償却限度額」という。）は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該減価償却資産の普通償却限度額（同条第一項に規定する償却限度額又は同条第二項に規定する償却限度額に相当する金額をいう。以下第十八条の四までにおいて同じ。）と特別償却限度額との合計額とする。

257 同上

8 第一項の規定により租税特別措置法第四十一条の規定の適用を受ける場合における同条第二十五項の規定の特例その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）

第十七条の二 次の表の各号の第一欄に掲げる法人が、当該各号の第二欄に掲げる期間内に、当該各号の第三欄に掲げる区域内において当該各号の第四欄に掲げる事業の用に供する当該各号の第五欄に掲げる減価償却資産でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は当該各号の第三欄に掲げる区域内において当該各号の第四欄に掲げる事業の用に供する当該各号の第五欄に掲げる減価償却資産を製作し、若しくは建設して、これを当該区域内において当該法人の当該各号の第四欄に掲げる事業の用に供した場合には、当該事業の用に供した日を含む事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。次項及び第九項において「供用年度」という。）の当該減価償却資産に係る償却費として損金の額に算入する金額の限度額（以下第十八条の四までにおいて「償却限度額」という。）は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該減価償却資産の普通償却限度額（同条第一項に規定する償却限度額又は同条第二項に規定する償却限度額に相当する金額をいう。以下第十八条の四までにおいて同じ。）と特別償却限度額との合計額とする。

二 東日本大震災 復興特別区域法 第四十一条第一項の規定により認定地方公共団体の指定を受けた法人	当該認定地方公共団体の作成した認定復興推進計画に定められた同法第四条第二項第四号ロに規定する復興居住区域	賃貸住宅供給事業（同法第二条第三項第ニ号ハに掲げる事業をいう）	第十八条の二第一項に規定する被災者向け優良賃貸住宅
--	--	---------------------------------	---------------------------

二 東日本大震災復興特別区域法第四十一条第一項の規定により認定地方公共団体の指定を受けた法人	同法の施行の日から平成二十九年三月三十一日まで	当該認定地方公共団体が作成した認定復興推進計画に定められた同法第四条第二項第四号ロに規定する復興居住区域	第十八条の二第一項に規定する被災者向け優良賃貸住宅
--	-------------------------	--	---------------------------

2 前項の表の各号の第一欄に掲げる法人が、指定期間に内に、当該各号の第二欄に掲げる区域内において当該各号の第三欄に掲げる事業の用に供する当該各号の第四欄に掲げる減価償却資産でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことを取得し、又は当該各号の第二欄に掲げる区域内において当該各号の第三欄に掲げる事業の用に供する当

号において「認定」という。)を受けていた地方公共団体をこの表及び同一の号において同じ。(一)の指定を受けた法人が、当該各号の第二欄に掲げる区域内において当該各号の第三欄に掲げる事業の用に供する当該各号の第五欄に掲げる減価償却資産でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は当該各号の第三欄に掲げる区域内において当該各号の第四欄に掲げ

該各号の第四欄に掲げる減価償却資産を製作し、若しくは建設して、これを当該区域内において当該法人の当該各号の第三欄に掲げる事業の用に供した場合において、当該減価償却資産につき同項の規定の適用を受けないときは、供用年度の所得に対する調整前法人税額（この項及び次項の規定並びに税額計算特例規定（租税特別措置法第四十二条の五第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項及び第四十二条の十二の四第五項）の規定その他これらに類する法人税の額への加算に関する特例を定めている規定として政令で定める規定並びに同法第四十二条の四第八項第二号イからニまでに掲げる規定をいう。以下第十七条の三の三までにおいて同じ。）を適用しないで計算した場合の法人税の額をいい、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。以下第四項までにおいて同じ。）から当該事業の用に供した当該減価償却資産の取得価額に税額控除率を乗じて計算した金額の合計額（以下この項及び第四項第三号において「税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該法人の供用年度における税額控除限度額が、当該法人の当該供用年度の所得に対する調整前法人税額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

3 省略

4 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 特別償却限度額 次に掲げる減価償却資産の区分に応じそれぞれ次に定める金額をいう。

イ 機械及び装置（第一項の表の第一号の第一欄に掲げる法人で東日本大震災復興特別区域法第三十七条第一項の規定により認定地方公共団体（同欄に規定する認定を受けた福島県又は福島県の区域内の市町村に限る。）の指定を受けたものが取得又は製作をして当該認定に係る同号の第二欄に掲げる区域内において同号の第三欄に掲げる事業の用に供した同号の第四欄に掲げるものに限る。）その取得価額から普通償却限度額を控除した金額

ハ 建物及びその附属設備並びに構築物（第一項の表の第一号の第一欄に掲げる法人で東日本大震災復興特別区域法第三十七条第一項の

3 同上

イ 機械及び装置（第一項の表の第一号の第一欄に掲げる法人で東日本大震災復興特別区域法第三十七条第一項の規定により認定地方公共団体（同欄に規定する認定を受けた福島県又は福島県の区域内の市町村に限る。）の指定を受けたものが取得又は製作をして当該認定に係る同号の第三欄に掲げる区域内において同号の第四欄に掲げる事業の用に供した同号の第五欄に掲げるものに限る。）その取得価額から普通償却限度額を控除した金額

ハ 建物及びその附属設備並びに構築物（第一項の表の第一号の第一欄に掲げる法人で東日本大震災復興特別区域法第三十七条第一項の

規定により認定地方公共団体（同欄に規定する認定を受けた福島県又は福島県の区域内の市町村に限る。）の指定を受けたものが取得又は建設をして当該認定に係る同号の第二欄に掲げる区域内において同号の第三欄に掲げる事業の用に供した同号の第四欄に掲げるものに限る。）その取得価額の百分の二十五に相当する金額

二 建物及びその附属設備並びに構築物で、第一項の表の第一号の第二欄に掲げる区域内において同号の第三欄に掲げる事業の用に供した同号の第四欄に掲げるもの（ハに掲げるものを除く。）その取得価額の百分の二十五（平成三十一年四月一日から平成三十三年三月三十日までの間に取得又は建設をしたものについては、百分の十七）に相当する金額

ホ 第一項の表の第二号の第四欄に掲げる減価償却資産（同号の第一欄に掲げる法人で東日本大震災復興特別区域法第四十一条第一項の規定により認定地方公共団体（同表の第一号の第一欄に規定する認定を受けた福島県又は福島県の区域内の市町村に限る。）の指定を受けたものが取得又は建設をして当該認定に係る同表の第二号の第二欄に掲げる区域内において同号の第三欄に掲げる事業の用に供したものに限る。）その取得価額の百分の二十五に相当する金額

ヘ 第一項の表の第二号の第二欄に掲げる区域内において同号の第三欄に掲げる事業の用に供した同号の第四欄に掲げる減価償却資産（ホに掲げるものを除く。）その取得価額の百分の二十五（平成三十二年四月一日から平成三十三年三月三十日までの間に取得又は建設をしたものについては、百分の十七）に相当する金額

二 税額控除率 次に掲げる減価償却資産の区分に応じそれぞれ次に定める割合をいう。

イヽホ 省 略

ヘ 前号ヘに掲げる減価償却資産 百分の八（平成三十二年四月一日から平成三十三年三月三十日までの間に取得又は建設をしたものについては、百分の六）

三 省 略

5 第一項の規定は、同項の表の各号の第一欄に掲げる法人が所有権移転外リース取引（法人税法第六十四条の二第三項に規定するリース取引のうち所有権が移転しないものとして政令で定めるものをいう。以下この

規定により認定地方公共団体（同欄に規定する認定を受けた福島県又は福島県の区域内の市町村に限る。）の指定を受けたものが取得又は建設をして当該認定に係る同号の第三欄に掲げる区域内において同号の第四欄に掲げる事業の用に供した同号の第五欄に掲げるものに限る。）その取得価額の百分の二十五に相当する金額

二 建物及びその附属設備並びに構築物で、第一項の表の第一号の第二欄に掲げる区域内において同号の第四欄に掲げる事業の用に供した同号の第五欄に掲げるもの（ハに掲げるものを除く。）その取得価額の百分の二十五（平成三十一年四月一日から平成三十三年三月三十日までの間に取得又は建設をしたものについては、百分の十七）に相当する金額

ホ 第一項の表の第二号の第三欄に掲げる区域内において同号の第四欄に掲げる事業の用に供した同号の第五欄に掲げる減価償却資産 その取得価額の百分の二十五に相当する金額

二 同 上

イヽホ 同 上

5 第一項の規定は、同項の表の各号の第一欄に掲げる法人が所有権移転外リース取引（法人税法第六十四条の二第三項に規定するリース取引のうち所有権が移転しないものとして政令で定めるものをいう。以下この

章において同じ。)により取得した当該各号の第四欄に掲げる減価償却資産については、適用しない。

6 第一項の規定は、確定申告書等（中間申告書で法人税法第七十二条第一項各号又は第一百四十四条の四第一項各号若しくは第二項各号に掲げる事項を記載したもの及び確定申告書をいう。以下第十八条の四までにおいて同じ。）に第一項の表の各号の第四欄に掲げる減価償却資産の償却限度額の計算に関する明細書の添付がない場合には、適用しない。ただし、当該添付がない確定申告書等の提出があつた場合においても、その添付がなかつたことにつき税務署長がやむを得ない事情があると認める場合において、当該明細書の提出があつたときは、この限りでない。

7 第二項の規定は、確定申告書等（同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。）に同項の規定による控除の対象となる第一項の表の各号の第四欄に掲げる減価償却資産の取得価額、控除を受けた金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、第二項の規定により控除される金額の計算の基礎となる当該減価償却資産の取得価額は、確定申告書等に添付された書類に記載された当該減価償却資産の取得価額を限度とする。

8 省略

9 第三項の規定は、供用年度以後の各事業年度（次項において「繰越年度」という。）の確定申告書に繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合（第四項第三号に規定する連結税額控除限度額を有する法人については、当該明細書の添付がある場合及び第二十五条の二第二項に規定する供用年度以後の各連結事業年度（当該供用年度以後の各事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該供用年度以後の各事業年度）の連結確定申告書（当該供用年度以後の各事業年度にあつては、確定申告書）に同条第三項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合）で、かつ、第三項の規定の適用を受けようとする事業年度（次項において「控除年度」という。）の確定申告書等（第三項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。）に同項の規定による控除の対象となる繰越税額控除限度超過額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。

9 同上

9 第三項の規定は、供用年度以後の各事業年度（次項において「繰越年度」という。）の確定申告書に繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合（第四項第三号に規定する連結税額控除限度額を有する法人については、当該明細書の添付がある場合及び第二十五条の二第二項に規定する供用年度以後の各連結事業年度（当該供用年度以後の各事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該供用年度以後の各事業年度）の連結確定申告書（当該供用年度以後の各事業年度にあつては、確定申告書）に同条第三項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合）で、かつ、第三項の規定の適用を受けようとする事業年度（次項において「控除年度」という。）の確定申告書等（修正申告書又は更正請求書に第三項の規定による控除の対象となる繰越税額控除限度超過額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。

章において同じ。)により取得した当該各号の第五欄に掲げる減価償却資産については、適用しない。

6 第一項の規定は、確定申告書等（中間申告書で法人税法第七十二条第一項各号又は第一百四十四条の四第一項各号若しくは第二項各号に掲げる事項を記載したもの及び確定申告書をいう。以下第十八条の四までにおいて同じ。）に第一項の表の各号の第五欄に掲げる減価償却資産の償却限度額の計算に関する明細書の添付がない場合には、適用しない。ただし、当該添付がない確定申告書等の提出があつた場合においても、その添付がなかつたことにつき税務署長がやむを得ない事情があると認める場合において、当該明細書の提出があつたときは、この限りでない。

7 第二項の規定は、確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に同項の規定による控除の対象となる第一項の表の各号の第五欄に掲げる減価償却資産の取得価額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、第二項の規定により控除された書類に記載された当該減価償却資産の取得価額を基礎として計算した金額に限るものとする。

第二項又は第三項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章及び第三編第二章の規定の適用については、同法第六十七条第三項中「第七十条の二まで（税額控除）」とあるのは「第七十条の二まで（税額控除）又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第十七条の二第二項若しくは第三項（復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）」と、同法第七十条の二中「この款」とあるのは「この款並びに震災特例法第十七条の二第二項及び第三項（復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）」と、「まず前条」とあるのは「まず同条第二項及び第三項の規定による控除をし、次に前条」と、同法第七十二条第一項第二号中「の規定」とあるのは「並びに震災特例法第十七条の二第二項及び第三項（復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同法第七十四条第一項第二号中「前節（税額の計算）」とあるのは「前節（税額の計算）並びに震災特例法第十七条の二第二項及び第三項（復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）」と、同法第一百四十四条中「」と、「とあるのは「」」と、「法人税の額」とあるのは「法人税の額（震災特例法第十七条の二第二項又は第三項（復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額）」と、「と、同法第一百四十四条の二第一項中「対する法人税の額」とあるのは「対する法人税の額（震災特例法第十七条の二第二項又は第三項（復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額）。次項及び第三項において同じ。」」と、同法第一百四十四条の四第一項第三号中「」の規定」とあるのは「」」並びに震災特例法第十七条の二第二項及び第三項（復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同項第四号及び同条第二項第二号中「」の規定」とあるのは「」」並びに震災特例法第十七条の二第二項及び第三項の規定」と、同法第一百四十四条の六第

11 第二項又は第三項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章及び第三編第二章の規定の適用については、同法第六十七条第三項中「第七十条の二まで（税額控除）」とあるのは「第七十条の二まで（税額控除）又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特別に関する法律（以下「震災特例法」という。）第十七条の二第二項若しくは第三項（復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）」と、同法第七十条の二中「この款」とあるのは「この款並びに震災特例法第十七条の二第二項及び第三項（復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）」と、「まづ前条」とあるのは「まづ同条第二項及び第三項の規定による控除をし、次に前条」と、同法第七十二条第一項第二号中「の規定」とあるのは「並びに震災特例法第十七条の二第二項及び第三項（復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同法第七十四条第一項第二号中「前節（税額の計算）」とあるのは「前節（税額の計算）並びに震災特例法第十七条の二第二項及び第三項（復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）」と、同法第一百四十四条中「と、」とあるのは「と、「法人税の額」とあるのは「法人税の額（震災特例法第十七条の二第二項又は第三項（復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額）」と、「と、同法第一百四十四条の二第一項中「対する法人税の額」とあるのは「対する法人税の額（震災特例法第十七条の二第二項又は第三項（復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額）。次項及び第三項において同じ。」と、同法第一百四十四条の四第一項第三号中「の規定」とあるのは「並びに震災特例法第十七条の二第二項及び第三項（復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同法第一百四十四条の六第一項第三号中「の規定」とある号中「前節」とあるのは「前節並びに震災特例法第十七条の二第二項及び第三項」と、同法第一百四十四条の六第一項第三号中「の規定」とある

一項第三号中「の規定」とあるのは「並びに震災特例法第十七条の二第二項及び第三項（復興産業集積二項及び第三項（復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定）法人税額の特別控除）の規定」と、同項第四号及び同条第二項第二号中「前節」とあるのは「前節並びに震災特例法第十七条の二第二項及び第三項」とする。

12 第二項又は第三項の規定の適用がある場合における税額控除特例規定（租税特別措置法第四十二条の四、第四十二条の五第二項及び第三項、第四十二条の六第二項及び第三項、第四十二条の九第一項及び第二項、第四十二条の十第二項、第四十二条の十一第二項、第四十二条の十一の二第二項、第四十二条の十二第二項、第四十二条の十一の三第二項、第四十二条の十二、第四十二条の十二の二、第四十二条の十二の三第二項及び第三項、第四十二条の十二の四第二項及び第三項、第四十二条の十二の五並びに第四十二条の十三の規定その他の法人税の額の計算に関する特例を定めている規定として政令で定める規定をいう。以下第十七条の三までにおいて同じ。）の適用については、同法第四十二条の四第八項第二号中「次に掲げる規定」とあるのは、「次に掲げる規定並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の二第二項及び第三項の規定」とするほか、税額控除特例規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

13 省略

（企業立地促進区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）

第十七条の二の二 省略

256 省略

7 前条第六項の規定は第一項の規定を適用する場合について、同条第七項及び第八項の規定は第二項の規定を適用する場合について、同条第九項及び第十項の規定は第三項の規定を適用する場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条第六項中「第一項の表の各号の第四欄に掲げる減価償却資産」とあるのは「次条第一項に規定する特定機械装置等」と、同条第七項中「第一項の表の各号の第四欄に掲げる減価償却資産」とあるのは「次条第一項に規定する特定機械装置等」と、同条第九項中「当該特定機械装置等」と、同条第九項中「当該減価償却資産」とあるのは「当該特定機械装置等」と、同条第九項中

12 第二項又は第三項の規定の適用がある場合における税額控除特例規定（租税特別措置法第四十二条の四、第四十二条の五第二項及び第三項、第四十二条の六第三項から第五項まで、第四十二条の九第一項及び第二項、第四十二条の十第二項、第四十二条の十一第二項、第四十二条の十二第二項、第四十二条の十二の二、第四十二条の十二の三第二項及び第三項、第四十二条の十二の四並びに第四十二条の十三の規定その他の法人税の額の計算に関する特例を定めている規定として政令で定める規定をいう。以下第十七条の三までにおいて同じ。）の適用については、同法第四十二条の四第六項第二号中「次に掲げる規定」とあるのは、「次に掲げる規定並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の二第二項及び第三項の規定」とするほか、税額控除特例規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

13 同上

（企業立地促進区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）

第十七条の二の二 同上

256 同上

7 前条第六項の規定は第一項の規定を適用する場合について、同条第七項及び第八項の規定は第二項の規定を適用する場合について、同条第九項及び第十項の規定は第三項の規定を適用する場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条第六項中「第一項の表の各号の第五欄に掲げる減価償却資産」とあるのは「次条第一項に規定する特定機械装置等」と、同条第七項中「第一項の表の各号の第五欄に掲げる減価償却資産」とあるのは「次条第一項に規定する特定機械装置等」と、同条第九項中「当該特定機械装置等」と、同条第九項中「当該減価償却資産」とあるのは「当該特定機械装置等」と、同条第九項中

「第四項第三号」とあるのは「次条第四項」と、「第二十五条の二第二項」とあるのは「第二十五条の二の二第二項」と、同条第十項中「第四項第三号」とあるのは「次条第四項」と、「第二十五条の二第三項」とあるのは「第二十五条の二の二第三項」と読み替えるものとする。

第二項又は第三項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第

「第四項第三号」とあるのは「次条第四項」と、「第二十五条の二第一項」とあるのは「第二十五条の二第二項」と、同条第十項中「第四項第三号」とあるのは「次条第四項」と、「第二十五条の二第三項」とあるのは「第二十五条の二第二項」と読み替えるものとする。

8 第二項又は第三項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第

第二項又は第三項の規定の適用については、同法第六十七条第三項中「第七十条の二まで（税額控除）」とあるのは「第七十条の二まで（税額控除）又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第十七条の二の二第二項若しくは第三項（企業立地促進区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）」と、同法第七十条の二中「この款」とあるのは「この款並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項（企業立地促進区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）」と、「まず前条」とあるのは「まず同条第二項及び第三項の規定による控除をし、次に前条」と、同法第七十二条第一項第二号中「の規定」とあるのは「並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項（企業立地促進区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）」の規定」と、同法第七十四条第一項第二号中「前節（税額の計算）」とあるのは「前節（税額の計算）並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項（企業立地促進区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）」と、同法第一百四十四条中「」と、「とあるのは「」」と「法人税の額」とあるのは「法人税の額（震災特例法第十七条の二の二第二項又は第三項（企業立地促進区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額）」と、「と、同法第一百四十四条の二第一項中「対する法人税の額」とあるのは「対する法人税の額（震災特例法第十七条の二の二第二項又は第三項（企業立地促進区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額。次項及び第三項において同じ。）」と、同法第一百四十四条の四第一項第三号中「。」の規定」とあるのは「。」並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項（企業立地促進区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同項第四号及び同条第二項第二号中「。」の規定」とあるのは「。」

並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項の規定」と、同法第一百四十四条の六第一項第三号中「の規定」とあるのは「並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項（企業立地促進区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同項第四号及び同条第二項第二号中「前節」とあるのは「前節並びに震災特例法第十七條の二の二第二項及び第三項」とする。

9 第二項又は第三項の規定の適用がある場合における税額控除特例規定の適用については、租税特別措置法第四十二条の四第八項第二号中「次に掲げる規定」とあるのは、「次に掲げる規定並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の二の二第二項及び第三項の規定」とするほか、税額控除特例規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

10 省略

（避難解除区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）

第十七条の二の三 福島復興再生特別措置法第三十六条の規定により福島県知事の確認を受けた法人が、同条に規定する避難解除区域等に係る同法第四条第四号イ、ロ、ニ若しくはホに掲げる指示（以下この項及び次項において「避難等指示」という。）が解除された日又は同法第十七条の二第一項に規定する特定復興再生拠点区域復興再生計画につき同条第六項の認定があつた日のいずれか早い日から当該避難等指示が解除された日又は同号ハに掲げる指示が解除された日のいずれか遅い日以後五年を経過する日までの期間（当該期間内に当該特定復興再生拠点区域復興再生計画に記載された同条第一項に規定する特定復興再生拠点区域復興再生がある場合には、政令で定める期間）内に、機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物（以下この条において「特定機械装置等」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用（居住の用を除く。）に供されたことのないものを取得し、又は特定機械装置等を製作し、若しくは建設して、これを当該避難解除区域等内において当該法人の事業の用（貸付けの用を除き、従業者の居住の用を含む。以下この項及び次項において「特定事業の用」という。）に供した場合には、当該特定事業の用（貸付けの用を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。次項において「供用年度」という。）の当該特定機械装置等の償却限度額は機械及び装置である場合にあつては当該特定機械装置等の取得価額からにおいて「特定事業の用」という。）に供した場合には、当該特定事業の用に供した日を含む事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日

条の二の二第二項及び第三項」と、同法第一百四十四条の六第一項第三号中「の規定」とあるのは「並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項（企業立地促進区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同項第四号及び同条第二項第二号中「前節」とあるのは「前節並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」とする。

9 第二項又は第三項の規定の適用がある場合における税額控除特例規定の適用については、租税特別措置法第四十二条の四第六項第二号中「次に掲げる規定」とあるのは、「次に掲げる規定並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の二の二第二項及び第三項の規定」とするほか、税額控除特例規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

10 同上

（避難解除区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）

第十七条の二の三 福島復興再生特別措置法第三十六条の規定により福島県知事の確認を受けた法人が、同条に規定する避難解除区域等に係る同法第四条第四号イ、ロ、ニ又はホに掲げる指示（次項において「避難等指示」という。）が解除された日から同日又は同号ハに掲げる指示が解除された日のいずれか早い日から当該避難等指示が解除された日又は同号ハに掲げる指示が解除された日のいずれか遅い日以後五年を経過する日までの間に、機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物（以下この条において「特定機械装置等」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用（居住の用を含む。）に供されたことのないものを取得し、又は特定機械装置等を製作し、若しくは建設して、これを当該避難解除区域等内において当該法人の事業の用（貸付けの用を除き、従業者の居住の用を含む。以下この項及び次項において「特定事業の用」という。）に供した場合には、当該特定事業の用（貸付けの用を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。次項において「供用年度」という。）の当該特定機械装置等の償却限度額は機械及び装置の普通償却限度額と特別償却限度額（当該特定機械装置等が

を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。次項において「供用年度」という。)の当該特定機械装置等の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定機械装置等の普通償却限度額と特別償却限度額(当該特定機械装置等が機械及び装置である場合にあっては当該特定機械装置等の取得価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額をいい、当該特定機械装置等が建物及びその附属設備並びに構築物である場合にあっては当該特定機械装置等の取得価額の百分の二十五に相当する金額をいう。)との合計額とする。

2 福島復興再生特別措置法第三十六条の規定により福島県知事の確認を受けた法人が、同条に規定する避難解除区域等に係る避難等指示が解除された日又は同法第十七条の二第一項に規定する特定復興再生拠点区域復興再生計画につき同条第六項の認定があつた日のいづれか早い日から当該避難等指示が解除された日又は同法第四条第四号ハに掲げる指示が解除された日のいづれか遅い日以後五年を経過する日までの期間(当該期間内に当該特定復興再生拠点区域復興再生計画に記載された同法第十七条の二第一項に規定する特定復興再生拠点区域の変更がある場合には、政令で定める期間)内に、特定機械装置等での製作若しくは建設の後事業の用(居住の用を含む。)に供されたことのないものを取得し、又は特定機械装置等を製作し、若しくは建設して、これを当該避難解除区域等内において当該法人の特定事業の用に供した場合において、当該特定機械装置等につき前項の規定の適用を受けないときは、供用年度の所得に対する調整前法人税額(この項及び次項の規定並びに税額計算特例規定を適用しないで計算した場合の法人税の額をいい、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。以下第四項までにおいて同じ。)から当該特定事業の用に供した当該特定機械装置等の取得価額の百分の十五(建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の八)に相当する金額の合計額(以下この項及び第四項において「税額控除限度額」という。)を控除する。この場合において、当該法人の供用年度における税額控除限度額が、当該法人の当該供用年度の所得に対する調整前法人税額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

普通償却限度額を控除した金額に相当する金額をいい、当該特定機械装置等が建物及びその附属設備並びに構築物である場合にあっては当該特定機械装置等の取得価額の百分の二十五に相当する金額をいう。)との合計額とする。

3 福島復興再生特別措置法第三十六条の規定により福島県知事の確認を受けた法人が、同条に規定する避難解除区域等に係る避難等指示が解除された日から同日又は同法第四条第四号ハに掲げる指示が解除された日のいづれか遅い日以後五年を経過する日までの間に、特定機械装置等でその製作若しくは建設の後事業の用(居住の用を含む。)に供されたことのないものを取得し、又は特定機械装置等を製作し、若しくは建設して、これを当該避難解除区域等内において当該法人の特定事業の用に供した場合において、当該特定機械装置等につき前項の規定の適用を受けないときは、供用年度の所得に対する調整前法人税額(この項及び次項の規定並びに税額計算特例規定を適用しないで計算した場合の法人税の額をいい、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。以下第四項までにおいて同じ。)から当該特定事業の用に供した当該特定機械装置等の取得価額の百分の十五(建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の八)に相当する金額の合計額(以下この項及び第四項において「税額控除限度額」という。)を控除する。この場合において、当該法人の供用年度における税額控除限度額が、当該法人の当該供用年度の所得に対する調整前法人税額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

7 第十七条の二第六項の規定は第一項の規定を適用する場合について、

3 3 6 省略

7 第十七条の二第六項の規定は第一項の規定を適用する場合について、

同条第七項及び第八項の規定は第一項の規定を適用する場合について、同条第九項及び第十項の規定は第三項の規定を適用する場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条第六項中「第一項の表の各号の第四欄に掲げる減価償却資産」とあるのは「第十七条の二の三第一項に規定する特定機械装置等」と、同条第七項中「第一項の表の各号の第四欄に掲げる減価償却資産」とあるのは「第十七条の二の三第一項に規定する特定機械装置等」と、「当該減価償却資産」とあるのは「当該特定機械装置等」と、同条第九項中「第四項第三号」とあるのは「第十七条の二の三第四項」と、「第二十五条の二第二項」とあるのは「第二十五条の二の三第二項」と、同条第十項中「第四項第三号」とあるのは「第十七条の二の三第四項」と、「第二十五条の二第三項」とあるのは「第二十五条の二の三第三項」と読み替えるものとする。

第二項又は第三項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章及び第三編第二章の規定の適用については、同法第六十七条第三項中「第七十条の二まで（税額控除）」とあるのは「第七十条の二まで（税額控除）又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特別税額控除）」とある。第三項（避難解除区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）又は第三項（避難解除区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）とあるのは「二の三第二項（避難解除区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）」と、同法第七十条の二中「」の款」とあるのは「二の三第二項及び第三項（避難解除区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）」と、「まず前条」とあるのは「まず同条第二項及び第三項の規定による控除をし、次に前条」と、同法第七十二条第一項第二号中「の規定」とあるのは「並びに震災特例法第十七条の二の三第二項及び第三項（避難解除区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同法第七十四条第一項第二号中「前節（税額の計算）」とあるのは「前節（税額の計算）並びに震災特例法第十七条の二の三第二項及び第三項（避難解除区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）」と、同法第一百四十四条中「」と、「とあるのは「」と、「法人税の額」とあるのは「法人税の額（震災特例法第十七条の二の三第二項又は第三項（避難解除区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額）」と、「と、同法第一百四十四条の二第一項中「対する法人

同条第七項及び第八項の規定は第一項の規定を適用する場合について、同条第九項及び第十項の規定は第三項の規定を適用する場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条第六項中「第一項の表の各号の第五欄に掲げる減価償却資産」とあるのは「第十七条の二の三第一項に規定する特定機械装置等」と、同条第七項中「第一項の表の各号の第五欄に掲げる減価償却資産」とあるのは「第十七条の二の三第一項に規定する特定機械装置等」と、「当該減価償却資産」とあるのは「当該特定機械装置等」と、同条第九項中「第四項第三号」とあるのは「第十七条の二の三第四項」と、「第二十五条の二第二項」とあるのは「第十二条十五条の二の三第二項」と、同条第十項中「第四項第三号」とあるのは「第十七条の二の三第四項」と、「第二十五条の二第三項」とあるのは「第二十五条の二の三第三項」と読み替えるものとする。

第二項又は第三項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章及び第三編第二章の規定の適用については、同法第六十七条第三項中「第七十条の二まで（税額控除）」とあるのは「第七十条の二まで（税額控除）又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第十七条の二の三第二項若しくは第三項（避難解除区域等において機械等を取得した場合の法人税額控除）又は第七十条の二中「」の款」とあるのは「この款並びに震災特例法第十七条の二の三第二項及び第三項（避難解除区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）」と、「まず前条」とあるのは「まず同条第二項及び第三項（避難解除区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、次に前条」と、同法第七十二条第一項第二号中「の規定」とあるのは「並びに震災特例法第十七条の二の三第二項及び第三項（避難解除区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同法第七十四条第一項第二号中「前節（税額の計算）」とあるのは「前節（税額の計算）並びに震災特例法第十七条の二の三第二項及び第三項（避難解除区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）」と、同法第一百四十四条中「と」とあるのは「と、「法人税の額」とあるのは「法人税の額（震災特例法第十七条の二の三第二項又は第三項（避難解除区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除））」とあるのは「法人税の額がある場合には、当該金額を控除した金額」と、同法第一百四十四条の二第一項中「対する法人税の額」

税の額」とあるのは、「対する法人税の額(震災特例法第十七条の二の三第二項又は第三項(避難解除区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額)。次項及び第三項において同じ。」と、同法第百四十四条の四第一項第三号中「の規定」とあるのは、「並びに震災特例法第十七条の二の三第二項及び第三項(避難解除区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定」と、同項第四号及び同条第二号中「。」の規定」とあるのは、「。」並びに震災特例法第十七条の二の三第二項及び第三項の規定」と、同法第百四十四条の六第一項第三号中「の規定」とあるのは、「並びに震災特例法第十七条の二の三第二項及び第三項(避難解除区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定」と、同項第四号及び同条第二号中「前節」とあるのは、「前節並びに震災特例法第十七条の二の三第二項及び第三項」とする。

9 第二項又は第三項の規定の適用がある場合における税額控除特例規定の適用については、租税特別措置法第四十二条の四第八項第二号中「次に掲げる規定」とあるのは、「次に掲げる規定並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の二の三第二項及び第三項の規定」とするほか、税額控除特例規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

10 省略

(復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除)
第十七条の三 省略
2 前項の規定は、次に掲げる規定の適用を受ける事業年度については、適用しない。

一〇三 省略

四 租税特別措置法第四十二条の十二又は第四十二条の十二の五の規定
3 第一項の規定は、確定申告書等(同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を含む。)に同項の規定による控除の対象となる給与等の額、控除を受ける金額及び当該金額を支給を受けた者が被災雇用者等に該当することを明らかにする書類

とあるのは、「対する法人税の額(震災特例法第十七条の二の三第二項又は第三項(避難解除区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額)。次項及び第三項において同じ。」と、同法第百四十四条の四第一項第三号中「の規定」とあるのは、「並びに震災特例法第十七条の二の三第二項及び第三項(避難解除区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定」と、同項第四号及び同条第二号中「前節」とあるのは、「前節並びに震災特例法第十七条の二の三第二項及び第三項」と、同法第百四十四条の六第一項第三号中「の規定」とあるのは、「並びに震災特例法第十七条の二の三第二項及び第三項(避難解除区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定」と、同項第四号及び同条第二号中「前節」とあるのは、「前節並びに震災特例法第十七条の二の三第二項及び第三項」とする。

9 第二項又は第三項の規定の適用がある場合における税額控除特例規定の適用については、租税特別措置法第四十二条の四第六項第二号中「次に掲げる規定」とあるのは、「次に掲げる規定並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の二の三第二項及び第三項の規定」とするほか、税額控除特例規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

10 同上

(復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除)
第十七条の三 同上
2 同上

一〇三 同上

四 租税特別措置法第四十二条の十二又は第四十二条の十二の四の規定
3 第一項の規定は、確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に同項の規定による控除の対象となる給与等の額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合で、かつ、給与等の支給を受けた者が被災雇用者等に該当することを明らかにする書類

した書類の添付がある場合で、かつ、給与等の支給を受けた者が被災履用者等に該当することを明らかにする書類として財務省令で定めるものを保存している場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額の計算の基礎となる給与等の額は、確定申告書等に添付された書類に記載された給与等の額を限度とする。

4 省略

第一項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章及び第三編第二章の規定の適用については、同法第六十七条第三項中「第七十条の二まで（税額控除）」とあるのは「第七十条の二まで（税額控除）又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第十七条の三第一項（復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）」と同法第七十条の二中「この款」とあるのは「この款及び震災特例法第十七条の三第一項（復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）」と、同法第七十二条第一項第二号中の規定による控除をし、次に前条」と、同法第七十二条第一項第二号中の規定による控除をし、次に前条」とあるのは「まず前条」とあるのは「まず同項の規定による控除をし、次に前条」と、同法第七十二条第一項第二号中の規定による控除をし、次に前条」とあるのは「及び震災特例法第十七条の三第一項（復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）」とあるのは「前節（税額の計算）及び震災特例法第十七条の三第一項（復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）」と、同法第七十四条第一項第二号中「前節（税額の計算）」とあるのは「前節（税額の計算）及び震災特例法第十七条の三第一項（復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）」と、同法第一百四十四条中「」と、「」とあるのは「」と、「」と、同法第一百四十四条中「」と、「」とあるのは「法人税の額（震災特例法第十七条の三第一項（復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額）」と、「」と、同法第一百四十四条の二第一項中「対する法人税の額」とあるのは「対する法人税の額（震災特例法第十七条の三第一項（復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額）。次項及び第三項において同じ。」と、同法第一百四十四条の四第一項第三号中「」の規定」とあるのは「」及び震災特例法第十七条の三第一項（復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同項第四号中「」の規定」とあるのは「」。

5 4
第一項 同上

として財務省令で定めるものを保存している場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該確定申告書等に添付された書類に記載された給与等の額を基礎として計算した金額に限るものとする。

第一項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章及び第三編第二章の規定の適用については、同法第六十七条第三項中「第七十二条の二まで（税額控除）」とあるのは「第七十条の二まで（税額控除）」又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第十七条の三第一項（復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）と同法第七十条の二中「この款」とあるのは「この款及び震災特例法第十七条の三第一項（復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）」と場合の法人税額の特別控除」と、「まず前条」とあるのは「まず同項の規定による控除をし、次に前条」と、同法第七十二条第一項第二号中の規定による控除」とあるのは「及び震災特例法第十七条の三第一項（復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同法第七十四条第一項第二号中「前節（税額の計算）」とあるのは「前節（税額の計算）及び震災特例法第十七条の三第一項（復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）」と、同法第一百四十四条中「と、」とあるのは「と、」「法人税の額」とあるのは「法人税の額（震災特例法第十七条の三第一項（復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額）」と、「と、」と、同法第一百四十四条の二第一項中「対する法人税の額」とあるのは「対する法人税の額（震災特例法第十七条の三第一項（復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額）」の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額。次項及び第三項において同じ。」と、同法第一百四十四条の四第一項第三号中「の規定」とあるのは「及び震災特例法第十七条の三第一項（復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同項第四号中「前節」とあるのは「前節及び震災

あるのは「。」及び震災特例法第十七条の三第一項の規定」と、同法第一百四十四条の六第一項第三号中「の規定」とあるのは「及び震災特例法第十七条の三第一項（復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同項第四号中「前節」とあるのは「前節及び震災特例法第十七条の三第一項」とする。

6 第一項の規定の適用がある場合における税額控除特例規定（租税特別措置法第四十二条の十二及び第四十二条の十二の五の規定を除く。以下この項、次条第五項及び第十七条の三第五項において同じ。）の適用については、同法第四十二条の四第八項第二号中「次に掲げる規定」とあるのは、「次に掲げる規定及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の三の規定」とするほか、税額控除特例規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

7 省略

（企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）

第十七条の三の二 省略

2 前項の規定は、次に掲げる規定の適用を受ける事業年度については、適用しない。

一（四）省略

五 租税特別措置法第四十二条の十二又は第四十二条の十二の五の規定

3 省略

4 第一項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章及び第三編第二章の規定の適用については、同法第六十七条第三項中「第七十条の二まで（税額控除）」とあるのは「第七十条の二まで（税額控除）又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第十七条の三の二第一項（企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）」と、同法第七十条の二中「この款」とあるのは「この款及び震災特例法第十七条の三の二第一項（企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）」と、「まず前条」とあるのは「まず同項の規定による控除をし、次に前条」と、同法第七十二条第一項第二号中「の規定」とあるのは「及び震災特例法第十七条の三

特例法第十七条の三第一項」と、同法第一百四十四条の六第一項第三号中の規定とあるのは「及び震災特例法第十七条の三第一項（復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同項第四号中「前節」とあるのは「前節及び震災特例法第十七条の三第一項」とする。

6 第一項の規定の適用がある場合における税額控除特例規定（租税特別措置法第四十二条の十二及び第四十二条の十二の四の規定を除く。以下この項、次条第五項及び第十七条の三第五項において同じ。）の適用については、同法第四十二条の四第六項第二号中「次に掲げる規定」とあるのは、「次に掲げる規定及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の三の規定」とするほか、税額控除特例規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

7 同上

（企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）

第十七条の三の二 同上

2 同上

一（四）同上

五 租税特別措置法第四十二条の十二又は第四十二条の十二の四の規定

3 同上

4 第一項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章及び第三編第二章の規定の適用については、同法第六十七条第三項中「第七十条の二まで（税額控除）」とあるのは「第七十条の二まで（税額控除）又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第十七条の三の二第一項（企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）」と、同法第七十条の二中「この款」とあるのは「この款及び震災特例法第十七条の三の二第一項（企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）」と、「まず前条」とあるのは「まず同項の規定による控除をし、次に前条」と、同法第七十二条第一項第二号中「の規定」とあるのは「及び震災特例法第十七条の三

の二第一項（企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同法第七十四条第一項第二号中「前節（税額の計算）」とあるのは「前節（税額の計算）及び震災特例法第十七条の三の二第一項（企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）」と、同法第一百四十四条中「」と、「とあるのは「」と、「法人税の額」とあるのは「法人税の額（震災特例法第十七条の三の二第一項（企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額）」と、「と、同法第一百四十四条の二第一項中「対する法人税の額」とあるのは「対する法人税の額（震災特例法第十七条の三の二第一項（企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額。次項及び第三項において同じ。）」と、同法第一百四十四条の四第一項第三号中「。」の規定」とあるのは「。」及び震災特例法第十七条の三の二第一項（企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同項第四号中「。」の規定」とあるのは「。」及び震災特例法第十七条の三の二第一項の規定」と、同法第一百四十四条の六第一項第三号中「の規定」とあるのは「及び震災特例法第七条の三の二第一項（企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同項第四号中「前節」とあるのは「前節及び震災特例法第十七条の三の二第一項」とする。

5 第一項の規定の適用がある場合における税額控除特例規定の適用については、租税特別措置法第四十二条の四第八項第二号中「次に掲げる規定」とあるのは、「次に掲げる規定及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の二の規定」とするほか、税額控除特例規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）

第十七条の三の三 福島復興再生特別措置法第三十七条の規定により同条に規定する避難解除区域等（以下この項において「避難解除区域等」と

6 省略

5 第一項の規定の適用がある場合における税額控除特例規定の適用については、租税特別措置法第四十二条の四第八項第二号中「次に掲げる規定」とあるのは、「次に掲げる規定及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の三の二の規定」とするほか、税額控除特例規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

6 同上

5 第一項の規定の適用がある場合における税額控除特例規定の適用については、租税特別措置法第四十二条の四第六項第二号中「次に掲げる規定」とあるのは、「次に掲げる規定及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の三の二の規定」とするほか、税額控除特例規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

6 同上
5 第一項の規定の適用がある場合における税額控除特例規定の適用については、租税特別措置法第四十二条の四第六項第二号中「次に掲げる規定」とあるのは、「次に掲げる規定及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の三の二の規定」とするほか、税額控除特例規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

において同じ。)」と、同法第百四十四条の四第一項第三号中「の規定」とあるのは、「及び震災特例法第十七条の三の二第一項(企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除)の規定」と、同項第四号中「前節」とあるのは「前節及び震災特例法第十七条の三の二第一項」と、同法第百四十四条の六第一項第三号中「の規定」とあるのは、「及び震災特例法第十七条の三の二第一項(企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除)の規定」と、同項第四号中「前節」とあるのは「前節及び震災特例法第十七条の三の二第一項」とする。

の二第一項（企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同法第七十四条第一項第二号中「前節（税額の計算）」とあるのは「前節（税額の計算）及び震災特例法第十七条の三の二第一項（企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）」と、同法第一百四十四条中「と、「とあるのは「と、「法人税の額」とあるのは「法人税の額（震災特例法第十七条の三の二第一項（企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額）」と、「と、同法第一百四十四条の二第一項中「対する法人税の額」とあるのは「対する法人税の額（震災特例法第十七条の三の二第一項（企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額）。次項及び第三項